

## 専務理事候補者の公募について

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター（以下「センター」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

### 職務内容書

#### 1 センターの概要

センターは昭和62年6月に設立され、主たる事務所を東京都港区虎ノ門に置き、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の未然防止を図ることにより、国民衛生の向上と社会の繁栄に寄与することを目的として、薬物の精神・身体に対する危害に関する知識の普及啓発等の事業を推進しています。

具体的には、

- ① 薬物乱用防止を国民に訴える国、地方公共団体等が行う啓発活動への協力
- ② 薬物乱用防止キャラバンカーの派遣による啓発活動
- ③ 薬物乱用防止について青少年等の指導に当たる指導者の養成研修
- ④ 国際連合の麻薬撲滅活動に協力するための国連支援募金活動

その他の事業を展開しています。

#### 2 法人の所在地

東京都港区虎ノ門2-7-9 第一岡名ビル2F

#### 3 公募する役職及び職務

理事候補者（専務理事候補者） 1名

理事候補者は、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター寄付行為に基づき、①評議員会による理事選任、②理事会による専務理事互選、の各手続きを経て専務理事に就任することとなります。（評議員会及び理事会は合議制の機関ですので、本公募により専務理事候補者として選定されても、評議員会又は理事会において理事又は専務理事として選任されない場合があります。）

専務理事の職務は、理事長を補佐して前記の業務を処理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行することとなっています。

#### 4 任期

任期は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までです。

ただし、公益財団法人の移行登記をした場合は、その前日をもって任期満了となります。

#### 5 必要な資格・経験

- (1) 平成23年1月1日現在、満68歳未満であること。
- (2) 法人の運営管理について経験と知識を有すること。
- (3) 薬物乱用の防止の業務について意欲と知識を有すること。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の準用規定による同法第65条第1項各号に該当しないこと。

#### 6 候補者の選考方法等

第1次審査（書類選考）及び第2次審査（面接試験）を行い、候補者を選考します。

#### 7 常勤専務理事に就任した場合の処遇

##### (1) 給与

約900万円／年（現在財政再建中のため、減額措置を実施中）

##### (2) 退職手当

役員退職手当支給規程により支給

##### (3) 社会保険

全国健康保険協会（協会けんぽ）

厚生年金保険

##### (4) 勤務形態等

常勤（勤務時間等の規定はありませんが、原則として職員就業規則の規定に準じて勤務）

#### 8 応募方法

##### (1) 提出書類

###### ① 履歴書

市販のJ I S規格履歴書に学歴、取得資格、職歴及び健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真（パスポートサイズ縦4.5cm×横3.5cm）を貼付したもの

② 自己アピールのための小論文

テーマ：「新公益法人制度及び薬物乱用防止に関する私の考え」  
様式等：A4版、横書きで1600字程度（ワープロ又は手書き）

(2) 提出方法

封筒の表に「役員応募」と朱書きし、簡易書留により郵送して下さい。

〒105-0001 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(3) 提出期限

平成23年2月14日（月）（必着）

9 選考結果の通知

第1次の選考結果は、応募者全員に文書でお知らせいたします。

なお、第1次の合格者には第2次選考会の日時等につきましても併せてお知らせいたします。

10 その他

(1) 提出された書類等の個人情報につきましては、選考の目的以外には使用いたしません。

(2) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予め御了承下さい。

(問い合わせ先)

03-3581-7436

担当 千葉